

保険医療機関における掲示（施設基準等）①

2025年2月1日

【明細書発行体制等加算】

当院は療担規則に則り明細書については無償で交付いたします。

また、自己負担のある患者様には、「診療報酬明細書」「領収書」を交付しております。

公費負担医療の対象の方、一部負担金等の支払いがない方（当該患者様の療養に要する費用の負担の金額が公費により行われるものと除く。）についても、明細書を無償で発行いたします。

明細書の発行を希望されない方は、会計の際に、その旨お申し出ください。

【一般名処方加算】

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした『一般名処方』（一般的な名称により処方箋を発行）を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

【コンタクトレンズ検査料】

当院では厚生労働省が定める経験を有した医師が、「コンタクトレンズ検査料1」の施設基準に適合している旨、届出を行い、下記の点数を算定しております。

1.初診料：291点

2.再診料：75点

3.コンタクトレンズ検査料1：200点

※厚生労働省が定める疾病の場合、コンタクトレンズ検査料ではなく眼科学的検査料で算定する場合があります。

【その他】

- ・短期滞在手術等基本料1
- ・緑内障手術(流出路再建術(眼内法)及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術)
- ・緑内障手術(濾過泡再建術(needle法))
- ・毛様体光凝固術(眼内内視鏡を用いるものに限る。)

辻堂神台眼科 院長 井田泰嗣